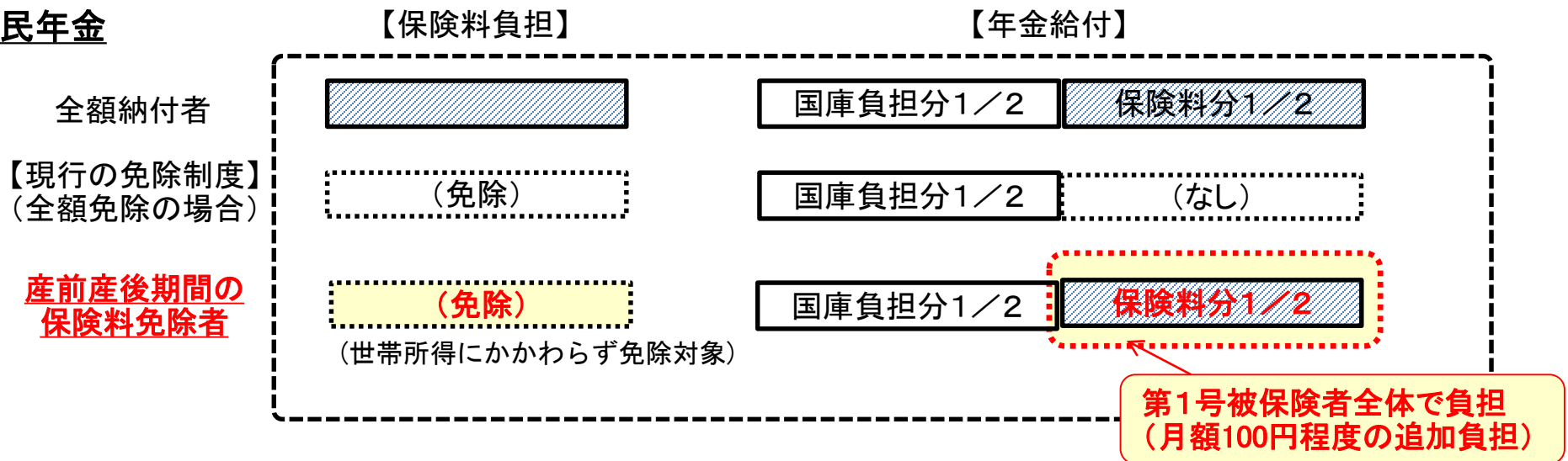


# 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除（国民年金法第88条の2）

- 次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間（出産予定日の前月から4か月間）の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障する。（対象者：年間20万人程度の見込み）【平成31年4月施行】
- この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引き上げ、国民年金の被保険者全体で対応する。

## 国民年金



## 参考：厚生年金

